

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 3 年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	ユウゲンガイシヤヒヨリ					
法人名	有限会社ひより					
法人所在地	〒	418-0111				
	富士宮市山宮2052番地の1 介護センターひより					
フリガナ	アオキ カツノリ					
書類作成担当者	青木 勝則					
連絡先	電話番号	0544-59-2220	FAX番号	0544-59-2226	E-mail	hiyoril1@beige.plala.or.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 3 年度介護職員処遇改善加算の見込額	4,010,868	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回る)	4,175,739	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	36,955,000	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	32,779,261	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	37,255,338	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	3,551,722	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	924,355	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 3 年 4 月	～ 令和 4 年 3 月

## 【記入上の注意】

- (1)④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分			
② 介護職員処遇改善加算の取得状況			
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
④ 特定加算の算定対象月			
⑤ 令和 3 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)			932,760 円
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)			940,441 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			34,933,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			33,992,559 円
(ア)前年度の賃金の総額			38,476,158 円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額			3,551,722 円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額			931,877 円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額			0 円
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)		32,779,239 円	1,213,320 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)		137.2 人	4.8 人
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)		11.4 人	0.4 人
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)		238,985 円	252,775 円
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	○(A)のみ実施 ( #DIV/0! 円 )	#DIV/0! 円	
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○(A)及び(B)を実施 ( 932,825 円 )	13,602 円 ( 0 円 )	6,801 円 ( 932,825 円 )
	○(A)(B)(C)全て実施 ( 932,819 円 )	13,368 円 ( 0 円 )	6,684 円 ( 916,777 円 )
	●上記以外の方法で実施 ( 932,819 円 )	6,684 円 ( 0 円 )	3,342 円 ( 16,042 円 )
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者			0 人(見込)
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。			
<input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> その他(経験・技能のある介護職員の基準については、十分な技能がある介護経験10年以上の者で、かつ役職等の責任を担っている者を基準としたが、今年度はこの基準該当する職員が無いため。)			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月 ( 12 か月 )		

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)及びii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たにに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑦ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(賃金改善に関する規定内容)				
就業規則第41条「昇給は、毎年3月11日をもって、基本給について職能等級表により行うものとする。」同第3項「昇給額は、従業員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定し、介護職員処遇改善計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含むものとする。」第42条「賞与は、別途定める賞与規程による。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善加算計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。」パートタイマー就業規則第23条第2項「前項より昇給する場合は、介護職員処遇改善計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む昇給額とする。」第24条「パートタイマーについては、会社の業績を勘案し賞与を支給することがある。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。」※定期昇給による昇給 4,200～8,100円の増額(定期昇給にて支給しきれなかった処遇改善加算は、2022年3月の一時金として支給)					
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	平成	2	年	4	月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	十分な技能がある介護経験10年以上の者で、かつ役職等の責任を担っている者を基準とする。				
賃金改善を行う職員の範囲	<input type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種	(A)にチェック(✓)がない場合その理由) <u>経験・技能のある介護職員の基準に該当する職員が無いため。</u>	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input checked="" type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(賃金改善に関する規定内容)				
パートタイマー就業規則第24条「パートタイマーについては、会社の業績を勘案し賞与を支給することがある。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。」賞与規程第2条賞与の対象時期、評価時期及び支給時期は原則として次のとおりとする。ただし会社の業績状況によっては、支給時期を変更もしくは支給しないことがある。 対象時期 評価時期 支給時期 上期分 12月～5月 5月 7月 下期分 6月～11月 11月 12月 特別賞与 4月～3月 3月 3月 第6条第3項「特別賞与における賞与原資については、第2条第1項の対象時期において算定された介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定額を賞与原資とする。」					
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
(上記取組の開始時期)	令和	2	年	4	月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	